

# 別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金交付要綱

制定 令和2年7月14日

別府市告示第318号

(目的)

第1条 この要綱は、別府市におけるスポーツ人口の拡大及び競技力の向上並びに別府市に関する情報の発信及びスポーツ観光の推進を図るため、スポーツキャンプ等（スポーツキャンプ、スポーツ大会その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を別府市で実施する者に対して予算の範囲内で別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金（以下「スポーツキャンプ等補助金」という。）を交付することについて、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 スポーツキャンプ等補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるスポーツキャンプ等を実施する事業とする。

- (1) スポーツキャンプ等を別府市で実施する団体の部長、監督、マネージャー及び選手（保護者、応援者は含まない。以下「参加者」という。）が、別府市内のホテル、旅館その他の宿泊施設に延べ50泊以上宿泊するスポーツキャンプ等。ただし、スポーツキャンプにあつては連続して2日以上行われるものに限る。
- (2) 世間一般やメディアの関心が高く、市民がスポーツに親しむ契機となるスポーツキャンプ等又は参加者による別府市に関する情報の発信により別府市の高評価につながることを期待できるスポーツキャンプ等で、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるスポーツキャンプ等は、スポーツキャンプ等補助金の交付の対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するスポーツキャンプ等
- (2) スポーツキャンプ等補助金以外の補助金の交付を受けて実施するスポーツキャンプ等

- (3) 営利活動、政治的活動又は宗教的活動を目的とするスポーツキャンプ等
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者が参加者に存在するスポーツキャンプ等
- (5) その他市長が不相当と認めるスポーツキャンプ等  
（補助金の額）

第3条 スポーツキャンプ等補助金の額は、前条第1項第1号に掲げるスポーツキャンプ等については別表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる額とし、同項第2号に掲げるスポーツキャンプ等については250,000円以内とする。

（補助金の交付申請）

第4条 スポーツキャンプ等補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツキャンプ等を実施しようとする日の10日前までに別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) スポーツキャンプ等の日程表（スポーツ大会等に当たっては実施要項）
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、補助の適否を審査し、適当であると認めるときは、スポーツキャンプ等補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別府市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助対象事業に要する経費配分の変更又は補助対象事業の内容を

変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。ただし、補助金の額に変更がなく、補助対象事業に要する経費間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

- (3) インターネット、SNS等を活用し、別府市で補助対象事業を実施している旨を情報発信すること。

(交付決定の通知等)

第6条 市長は、前条第1項の規定によりスポーツキャンプ等補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、その決定の内容及びこれに付する条件を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、第4条に規定する申請があった場合で、スポーツキャンプ等補助金を交付しないことを決定したときは、補助金却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条第1項の規定によりスポーツキャンプ等補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の終了後1月以内に別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宿泊証明書（様式第6号）
- (2) スポーツキャンプ等の結果を記載した書類
- (3) 収支決算書
- (4) 第5条第2項第3号の情報発信をしたことが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の成果がスポーツキャンプ等補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべきスポーツキャンプ等補助金の額を確定し、別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金の額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定によりスポーツキャンプ等補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、スポーツキャンプ等補助金の交付を受けようとするときは、別府市スポーツキャンプ等誘致推進事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、スポーツキャンプ等補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

#### 別表

参加者の別府市内宿泊延べ人数	スポーツキャンプ等補助金の額
1,000人以上	250,000円
900人以上1,000人未満	225,000円
800人以上900人未満	200,000円
700人以上800人未満	175,000円
600人以上700人未満	150,000円
500人以上600人未満	125,000円
400人以上500人未満	100,000円
300人以上400人未満	75,000円
200人以上300人未満	50,000円
50人以上200人未満	25,000円